

## 米の需給・価格安定と農業経営の安定に向けた水田農業政策の実現に関する 意見書

本年 6 月に改定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業・農村の所得倍増を目指した新たな農業・農村政策の実行元年であるにも拘らず、米の需給が緩和基調にあり、米価の大幅な下落も想定されているなど、水田農業の生産現場は先行きが不透明であり、生産者は大きな不安で満ち溢れている。

水田農業政策については、需要に応じた生産を推進するための環境整備を進め、5 年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産が行えるよう取り組むこととされ、生産調整参加メリットとして機能していた米所得補償交付金については、単価を削減された上で、29 年産までの時限措置とされたほか、米価変動補填交付金については、26 年産より廃止されたところである。

このような中、現下の需給状況を放置すれば、さらなる米価の下落と次年産以降の生産数量目標の大幅な削減により、生産現場は大混乱に陥りかねず、将来にわたる水田農業経営の安定、ひいては国民に対する食料の安定供給に支障を生じかねない。

政府としては、米の需給・価格安定による農業経営の安定に向けた出口対策・消費拡大対策等の支援措置を講ずるとともに、需要に応じた米づくりのためのきめ細かい需給・価格・在庫情報等の生産現場への周知を行う体制の構築及び産地と需要者の安定取引を後押しし、米の需給と価格の安定がはかられる環境整備を行うことが極めて重要である。

あわせて、今後とも担い手農家が再生産可能な所得を確保できるよう、趨勢的な米価下落にも耐え得る万全なセーフティーネット対策を創設することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。